

○花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額減免要綱

平成27年 3月13日告示第53号

改正

平成29年 6月29日告示第243号

平成30年 2月26日告示第33号

花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年花巻市規則第7号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づく利用者負担額の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所得の減少による減免)

第2条 規則第6条第1項第1号の規定に該当することにより、その世帯の当該年の所得（雇用保険給付費等を含む。）の見積額が、前年中の合計所得金額（扶養義務者に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が10分の5以下に減少し、かつ、当該世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、利用者負担額の納付が困難と認められるときは、所得減少の割合及び前年中の合計所得金額に応じ、次の表に定める割合の範囲内で減免する。

所得減少の割合	減免の割合		
	10分の5以上 10分の7未満	10分の7以上 10分の9未満	10分の9以上
合計所得金額 300万円以下	10分の7	10分の9	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の6	10分の8	10分の10
400万円を超え550万円以下	10分の5	10分の7	10分の10
550万円を超え750万円以下	—	10分の5	10分の9
750万円を超え1,000万円以下	—	10分の3	10分の8

(災害による減免)

第3条 規則第6条第1項第2号の規定に該当するものは、次の各号によるものとする。

(1) その世帯の農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業保険

法（昭和22年法律第185号）の規定により支払われるべき農作物共済金額を控除した額をいう。）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上、かつ、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、利用者負担額の納付が困難と認められるとき（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるときを除く。）は、前年中の合計所得金額に応じ、次の表に定める割合の範囲内（災害を受けた日以後に到来する納期に係る利用者負担額の額に、前年中の合計所得金額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た額に限る。）で減免する。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

(2) 世帯の生計を主として維持する者の所有する固定資産において、花巻市災害等による被害者に対する市税の減免等に関する条例（平成18年花巻市条例第71号）により固定資産税が軽減又は免除の対象となった被害（保険金及び損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）の合計が、全固定資産の価格の10分の3以上であり、かつ、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、利用者負担額の納付が困難と認められるときは、損害の割合及び前年中の合計所得金額に応じ、次の表に定める割合の範囲内で減免する。

損失の程度	減免の割合	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
合計所得金額		
500万円以下	2分の1	10分の10
500万円を超え750万円以下	4分の1	2分の1
750万円を超え1,000万円以下	8分の1	4分の1

(婚姻によらない母又は父の減免)

第4条 支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。）の支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）又は扶養義務者が規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号、同法第314条の2第1項第8号及び同条第3項の規定を準用して再計算した額に対応する階層の利用者負担額と既に認定した利用者負担額との差額の範囲内で減免する。

（保育所等に入所している児童がいる保育士等の減免）

第5条 週20時間以上、市内の次に掲げるいずれかの施設（市が設置したものを除く。）に勤務又は事業に従事（以下「保育業務」という。）する保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭及び養護教諭のいずれかの有資格者が現に養育している児童の利用者負担額は、次の表に定める額の範囲内で減免する。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（2号・3号認定の保育に従事する者に限る。）
- （2） 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- （3） 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- （4） 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

区分	一月あたりの減免の上限額
第1子	10,000円
第2子	5,000円

（減免の適用）

第6条 第2条から第4条までの規定は、当該減免の規定に該当することとなった日以後の当該年度内における納期の末日が到来する利用者負担額について適用する。ただし、減免すべき額が当該申請の日以後に到来する納期に係る額を超えるときは、その額を限度とする。

2 前条の規定は、保育業務を開始した日が月の初日の場合は、その日の属する月から、月の初日以外の場合は、その日の属する月の翌月から保育業務をしなくなった日の属する月までの利用者負担額について適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、市長が定める間

の利用者負担額に適用することができる。

(減免の申請期限)

第7条 規則第6条第2項の規定による保育料減免申請書は、第2条から第4条までに規定する減免にあつては、納期限前7日までに、第5条に規定する減免にあつては、減免の開始を受けようとする月の10日までに市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月29日告示第243号)

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月26日告示第33号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。